

2023年6月吉日

お客様各位

日本ケイカル株式会社

がん原性物質を含んだ製品の対応について

2022年5月31日に厚生労働省より公布された「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」により、「労働安全衛生法」に基づく新たな化学物質管理義務が定められました。（令和4年厚生労働省令第91号）。また同年12月26日に厚生労働省より「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づき、がん原性があるものとして厚生労働大臣が定めるもの」が告知され、2023年4月1日から適用されています。（厚労省告示第371号）

「がん原性物質」は、作業記録等の30年間保存が労働安全衛生規則第577条の2第3項に規定されております。

該当製品のお取り扱いにつきましては、お手数ではございますが、告示にしたがって、作業記録等の保管対応をいただきますようお願い致します。

【弊社対象製品】

「ケイカルエース・スーパーシリカ」

「ケイカルエース・スーパーシリカWP」

「ケイカルエクセル」

「エルポーエース」

「ミラーエース」

【がん原性物質】

結晶質シリカ

炭化けい素

規制に関する詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html